

追加型投信／海外／債券／インデックス型

基準日：2026年8月31日

[商品概要]

設定日： 2011年2月10日 信託期間： 無期限

設定・運用：

決算日： 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

基準価額	7,466円
純資産総額	143百万円
銘柄数（マザーファンド）	585
マザー受益証券投資比率※	95.5%
※マザー受益証券の組入比率は原則として高位を維持しますが、為替ヘッジの評価損益により組入比率が100%から乖離する場合があります。	
マザー純資産総額	7,150百万円
推定トラッキングエラー	0.11%

<商品の特徴>

◆投資目的

「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券を通じて、主として米国社債の投資適格銘柄に投資し、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、ブルームバーグ米国社債（1－10年）インデックス（円ヘッジベース）に連動する投資成果を目指します。

◆投資対象

米国社債インデックス・マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

<当月の市場概況>

8月の米国債券市場は、弱めの雇用関連指標を受けた景気減速懸念と、エネルギー価格上昇に伴うインフレ懸念や財政赤字拡大への警戒感が交錯し、長期金利はレンジ内で推移しました。米国10年国債利回りは前月末比0.05%上昇の4.72%となりました。

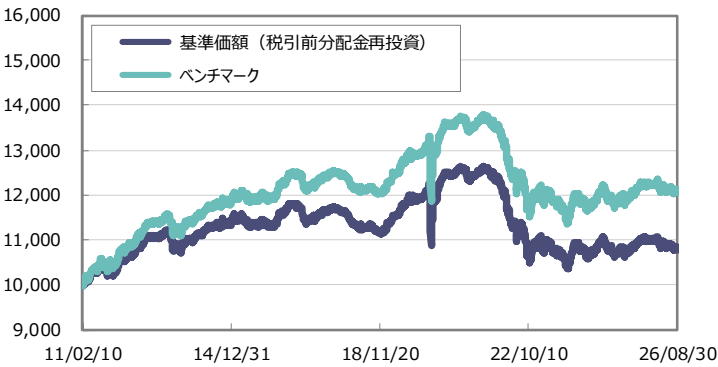
8月の米国クレジット市場は、中東情勢を背景としたインフレ・金利上昇懸念が意識されたものの、良好な企業ファンダメンタルズに支えられ、クレジットスプレッドは小幅に縮小しました。ベンチマーク・インデックスの社債スプレッドは前月末から0.02%縮小して0.68%となりました。

当ファンドのベンチマーク・インデックスの円ヘッジベース収益率は月間で-0.05%でした。この内訳は、社債利回りと社債スプレッドの変化による「国債に対する社債の超過収益」が0.12%、国債利回りとその水準変化による「国債リターンの影響」が0.03%となっています。また、「為替ヘッジ・コスト」は-0.21%となりました。

*上記はすべて当ファンドのカレンダーに従ったベンチマーク・インデックス基準の値です。

設定来の基準価額の推移

2026年8月31日現在



※基準価額（税引前分配金再投資）は信託報酬（後述の「ファンドにかかる手数料について」参照）控除後で、当ファンドの決算時に分配金があった場合に、その税引前分配金で当ファンドを購入（再投資）したとして計算しています。

※ベンチマークは、ブルームバーグ米国社債（1－10年）インデックス（円ヘッジベース）で、ファンド設定日を10,000として換算し直しています。

分配実績（税引前、1万口当たり）

決算期	分配金
第1～181期累計	3,435 円
第182期（2026年5月11日）	5 円
第183期（2026年6月10日）	5 円
第184期（2026年7月10日）	5 円
第185期（2026年8月10日）	5 円

設定来累計
3,455 円

基準価額騰落率（税引前分配金再投資）

	ファンド	ベンチマーク	差
1ヶ月	-0.07%	-0.05%	-0.01%
3ヶ月	-0.97%	-0.80%	-0.17%
6ヶ月	-2.50%	-2.18%	-0.32%
1年	-1.61%	-0.97%	-0.64%
3年	0.77%	2.55%	-1.78%
設定来	7.95%	20.59%	-12.64%

※当ファンドの決算時に分配金があった場合に、その税引前分配金で当ファンドを購入（再投資）したとして計算した騰落率です。

上位10銘柄※

銘柄名	利率	償還日	比率	残存年数
JPMORGAN CHASE & CO	2.545%	'32/11/8	0.65%	6.19
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	7.350%	'27/11/4	0.59%	1.18
MORGAN STANLEY PVT BANK	4.204%	'28/11/17	0.56%	2.22
VERIZON COMMUNICATIONS	7.750%	'30/12/1	0.50%	4.25
JPMORGAN CHASE & CO	2.963%	'33/1/25	0.50%	6.41
HSBC HOLDINGS PLC	6.547%	'34/6/20	0.47%	7.81
TRUIST FINANCIAL CORP	5.867%	'34/6/8	0.46%	7.78
MITSUBISHI UFJ FIN GRP	5.242%	'29/4/19	0.46%	2.64
ING GROEP NV	4.858%	'29/3/25	0.46%	2.57
WELLS FARGO & COMPANY	5.389%	'34/4/24	0.46%	7.65

※比率はマザーファンド純資産総額対比です。

○本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。

○本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「弊社」とします）が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。

○本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。

○本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。

○当ファンドは主に外国の社債に投資するため、組入れた社債の値動きおよび為替変動により基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託の商品

ステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）

月次運用報告書

追加型投信／海外／債券／インデックス型

基準日：2026年8月31日

設定・運用：

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

ファンド特性値	ファンド	ベンチマーク
修正デュレーション	4.12	4.05
最終利回り	5.21%	5.16%
オプション調整後スプレッド	0.71%	0.67%

上位5業種構成比※	ファンド	ベンチマーク	差
銀行	27.64%	28.34%	-0.70%
非景気循環消費関連	12.27%	12.60%	-0.33%
テクノロジー	10.66%	10.30%	0.36%
景気循環消費関連	7.73%	8.13%	-0.40%
電力	7.55%	7.60%	-0.06%

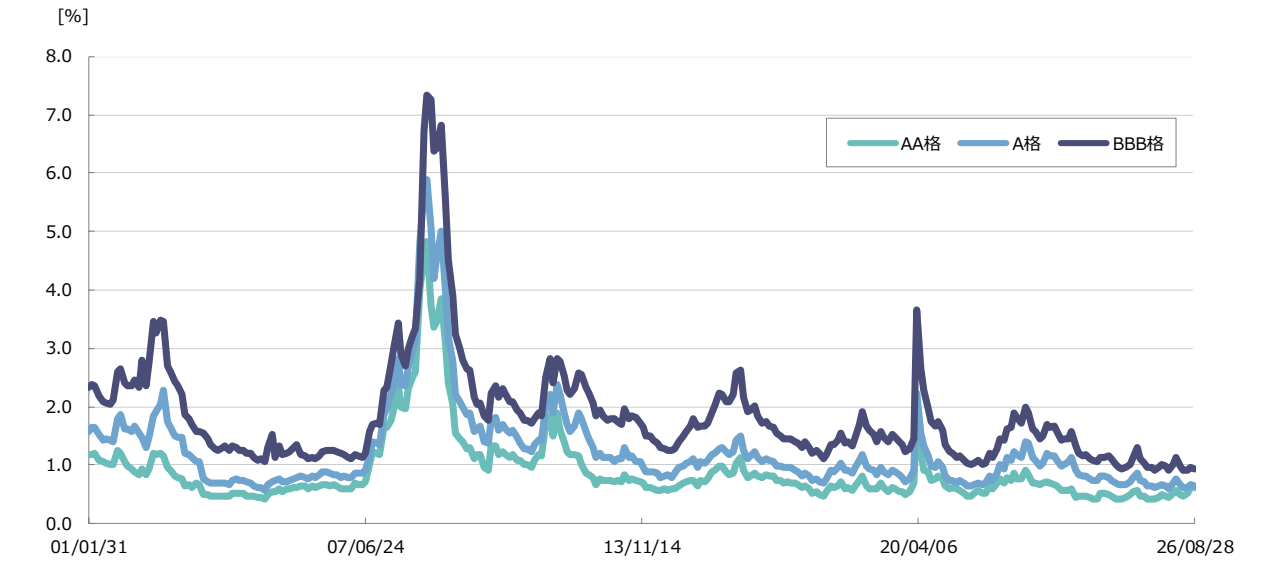
セクター別構成比※	ファンド	ベンチマーク	差
公益	8.45%	8.48%	-0.03%
金融	39.40%	39.42%	-0.02%
産業	51.80%	52.09%	-0.29%
その他	0.00%	0.00%	0.00%

格付別構成比※	ファンド	ベンチマーク	差
AAA格	0.40%	0.42%	-0.02%
AA格	7.57%	8.64%	-1.06%
A格	44.34%	45.49%	-1.15%
BBB格	47.34%	45.45%	1.89%
BB格以下	0.00%	0.00%	0.00%

残存年数別構成比※	ファンド	ベンチマーク	差
1年未満	0.00%	0.96%	-0.96%
1～3年	24.98%	29.21%	-4.23%
3～7年	45.22%	45.91%	-0.69%
7～10年	24.90%	23.92%	0.98%
10年以上	4.55%	0.00%	4.55%

※ファンドの比率はマザーファンド純資産総額対比です。

ブルームバーグ米国社債インデックス - 格付別オプション調整後スプレッドの推移



○本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
○本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「弊社」とします）が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
○本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
○本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。
○当ファンドは主に外国の社債に投資するため、組入れた社債の値動きおよび為替変動により基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託の商品

ファンドの特色

- 1 米国社債インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の投資適格社債※に投資します。
※投資適格社債とは主要投資格付け機関による格付けがBBB格相当以上であるものを言います。
- 2 ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。
●ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックスは、正式名称を「Bloomberg US Intermediate Corporate Index」といい、米国の残存期間1年以上10年未満の投資適格社債で構成される債券指数であり、ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックス（円ヘッジベース）を当ファンドのベンチマークとします。
●投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 原則として、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
●委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 4 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
●為替変動による影響（為替変動リスク）は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。
- 5 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国社債等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

金利変動リスク	公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
為替変動リスク	当ファンドは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加型投信／海外／債券／インデックス型

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位にて受付けます。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位にて受付けます。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	原則として、米国の取引所または銀行の休業日
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の毎営業日の午後3時30分までとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信 託 期 間	無期限（信託設定日：2011年2月10日）
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。
決 算 日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	1月、7月の毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して提供等を行います。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

追加型投信／海外／債券／インデックス型

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時	購 入 時 手 数 料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2%(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。
換 金 時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に 年率0.704%(税抜0.64%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。 〈信託報酬率の配分(税抜)〉	
	支払先	信託報酬率（年率）
	委託会社	0.25%
	販売会社	0.35%
	受託会社	0.04%
役務の内容 委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
※委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する一部権限の委託先への報酬が含まれています。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に要する諸費用 等	

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得 税 お よ び 地 方 税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金（ 解 約 ） お よ び 償 還 時	所得 税 お よ び 地 方 税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加型投信／海外／債券／インデックス型

委託会社・その他の関係法人等

委託会社 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（ファンドの運用の指図を行う者）
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第345号
 加入協会 ： 一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会
 ホームページ ： <https://www.statestreet.com/im>
 電話番号 ： 03-4530-7333 お問い合わせ時間（営業日）9:00 ～ 17:00

受託会社 三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

販売会社

販売会社名		登録番号	加入協会
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券、 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第 633 号	日本証券業協会

ステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

ベンチマーク（オリジナル指数）

ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックス

「Bloomberg®」およびブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、当社）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

ブルームバーグは当社とは提携しておらず、また、ステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）（以下、当ファンド）を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

当ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。